

議第 2 1 号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部  
を改正する条例

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年呉市条  
例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示  
すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="248 745 347 779">付 則</p> <p data-bbox="154 790 799 1406">第 1 4 条 暫定再任用職員（次項に規定する職員を除く。以下この項，第 3 項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は，当該暫定再任用職員が新給与条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち，同条第 3 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じたものとする。</p> <p data-bbox="154 1910 319 1942">2 ～ 5 略</p>	<p data-bbox="893 745 992 779">付 則</p> <p data-bbox="799 790 1449 1899">第 1 4 条 暫定再任用職員（次項に規定する職員を除く。以下この項，第 3 項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は，当該暫定再任用職員が新給与条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち，同条第 3 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じたものとする。<u>ただし，当分の間，教育職給料表の適用を受ける暫定再任用職員（新条例第 8 条第 3 項の規定による特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員を除く。）については，教育職給料表 2 級 1 3 7 号給の給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に，5 0 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て，5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p data-bbox="799 1910 963 1942">2 ～ 5 略</p>

付 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

広島県に準じ、教育職の暫定再任用職員について給料月額の改定を行うため、この条例案を提出する。